

社会福祉法人ふたば愛育会 役員及び評議員の報酬に関する細則

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人ふたば愛育会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 役員等に対して次のとおり報酬を支給するものとする。

役員	報酬を支給する。 ただし、当法人から別に職員給与を受けている者には支給しない。
評議員	報酬を支給する。

(報酬の額の算定方法)

第3条 役員等の報酬の額は源泉徴収分を除き、以下のとおりとする。

評議員	各年度の総額が300,000円を超えない範囲で、評議員会への出席1回につき10,000円とする。
役員	各年度の総額が300,000円を超えない範囲で、理事会への出席1回につき7,000円とする。

2 市外等遠距離から参加する者に実費交通費を支給することができる。

(報酬の支給方法と領収)

第4条 役員等に対する報酬は、それぞれ理事会又は評議員会等に出席した都度に現金で支給する。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

3 領収額は、報酬（源泉徴収額を含んだ）額を記入し、領収者の署名を行うこと。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を行う。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。